



2/2(日)は節分です。今年の恵方は、西南西とのことです。無病息災や商売繁盛等、願い事を唱えながら恵方へ向かって無言で恵方巻を食べると願いが叶うと言われてい  
ます。実家の両親が年を取ってきたため、正月の餅にはじまり、豆を食べるのにも気をつ  
けてねとくどくど言っている中、恵方巻については意識的に伝えないようにしています。



## 1. 女性・ハラスメント



### ●女性活躍推進とハラスメント防止対策の強化

#### ～カスハラ・就活等セクハラ～

→女性の活躍推進にむけた施策と、カスハラ・セクハラ等ハラスメント防止対策の強化がなされます。

【女性活躍推進】※②③は R8.4 から

- ①女性活躍推進法：10年延長（R18.3.31まで）
- ②男女間賃金差異の公表義務：常用雇用 **101人以上**へ拡大
- ③女性管理職比率の公表義務：常用雇用 **101人以上**（新設）

【ハラスメント防止】※公布日から1年6ヶ月以内に開始

#### カスタマーハラスメント

##### ・顧客等からのハラスメント（令和7年1月号参照）

- 従業員からの相談に応じ、適切に対応するための体制の整備等雇用管理上必要な措置を講じること
- 他者への言動に注意を払うよう、研修の実施等必要な配慮を行うこと

#### 就活等セクシュアルハラスメント

##### ・就職活動中の学生等へのセクシュアルハラスメント

- 求職者等の相談に応じ、適切に対応するための体制の整備等雇用管理上必要な措置を講じること
- 求職者への言動に注意を払うよう、研修の実施等必要な配慮を行うこと

→事業主の義務の範囲が、ますます広がります。

## 2. 雇用保険

### ●育児休業時の給付、追加！

#### ～出生後休業支援給付金・育児時短就業給付金～

→育児で休業中に雇用保険から給付される給付金につき、新たに2つ新設されました。R7.4から開始です。

#### ■出生後休業支援給付金

（対象者）※雇用保険の被保険者

両親いずれも出生後一定期間内に**14日以上**の休業を取得した場合、出生時育児休業給付金や育児休業給付金とあわせて支給（最大28日分）

※配偶者がいなかったり配偶者が無職等、要件に該当する場合は本人の取得のみでok

（金額）

休業開始時賃金日額×休業日数（最大28日）×**13%**

#### ■育児時短就業給付金

（対象者）※雇用保険の被保険者

**2歳未満**の子を養育するために時短勤務をしている他（金額）金額によって調整あり

時短就業中に支払われた賃金額×**10%**

→これまでの出生時育児休業給付金・育児休業給付金に上記2つが加わり、雇用保険だけでも育児関連で全部で4種類の給付がある形になります。

→数が多くて制度も複雑で何が何だかわからなくなりがちです。頭が混乱してくる前にご連絡お待ちしております。

## 今月のピックアップ



### ●年金、今年も引き上げ！～令和7年4月から～

老齢年金等年金が、昨年度から**1.9%引き上げ**になりました。満額の国民年金で月69,308円になります。在職老齢年金の支給停止調整額は**51万**（来年度からは**62万**）へ変更です。

### ●パート厚生年金加入、企業規模要件撤廃先送り！

R11開始予定だった厚生年金加入の企業規模要件撤廃につき、R17に先送りされることになりました。その手前で、R9.10からは36人以上等、**段階的に規模が縮小**されていきます。

### □お問い合わせ先□

〒460-0003

名古屋市中区錦2-15-19

アゼット錦ビル5B

中京社会保険労務士法人

電話：052-265-7578



<http://chukyo-sr.jp/>

<http://www.facebook.com/chukyosr>

